

# 不良債権への対応

## 信用金庫法に基づくリスク管理債権

当金庫では、資産の自己査定に基づき、自己査定の結果、破綻先・実質破綻先および破綻懸念先の貸出金の未収利息を収益不計上とし、破綻先に対する貸出金を「破綻先債権」、実質破綻先・破綻懸念先に対する貸出金を「延滞債権」としてリスク管理債権を開示しています。

これらの開示額は、担保処分による回収見込額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

区分	2018年度	2019年度
破綻先債権	357	30
延滞債権	2,885	2,575
3カ月以上延滞債権	5	—
貸出条件緩和債権	147	130
合計	3,395	2,736

(注) 1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものに該当する貸出金です。  
 イ. 更生手続開始の申立てがあつた債務者  
 ロ. 再生手続開始の申立てがあつた債務者  
 ハ. 破産手続開始の申立てがあつた債務者  
 ニ. 特別清算開始の申立てがあつた債務者  
 ホ. 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者  
 2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。  
 3. 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権を除く貸出金です。  
 4. 貸出条件緩和債権とは、経済的困難に陥った債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権を除く貸出金です。

## リスク管理債権に対する担保・保証および引当金による保全状況

### ■破綻先債権、延滞債権に対する担保・保証および引当金の引当・保全状況

区分	2018年度	2019年度
破綻先債権額①	357	30
延滞債権額②	2,885	2,575
合計③=①+②	3,242	2,606
担保・保証額④	2,395	1,884
回収に懸念がある債権額⑤=③-④	846	721
個別貸倒引当金⑥	254	201
同引当率⑦=⑥ ÷ ⑤ × 100(%)	30.07%	27.86%

### ■3カ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権に対する担保・保証および引当金の引当・保全状況

区分	2018年度	2019年度
3カ月以上延滞債権額⑧	5	—
貸出条件緩和債権額⑨	147	130
合計⑩=⑧+⑨	152	130
担保・保証額⑪	89	114
回収に管理を要する債権額⑫=⑩-⑪	63	16
貸倒引当金⑬	8	7
同引当率⑭=⑬ ÷ ⑫ × 100(%)	13.10%	43.79%

(注) 1. 担保・保証額は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計です。  
 2. 個別貸倒引当金⑥は、破綻先債権額・延滞債権額に対して個別に引き当てて計上した金額であり、貸倒引当金⑬は、3カ月以上延滞債権額・貸出条件緩和債権額に対する一般貸倒引当金の合計額です。



## 金融再生法に基づく開示債権

区分	2018年度	2019年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	735	443
危険債権	2,512	2,162
要管理債権	152	130
正常債権	65,950	65,786
合計	69,351	68,523
不良債権比率	4.90%	3.99%

(注)不良債権については、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）に規定する開示基準に基づき、以下のように区分し記載しています。なお、不良債権には貸倒引当金や担保・保証等により保全されているものも含まれており、それ自体がすべて損失となるものではありません。

- ①「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権（以下、破産更生債権等という）です。
- ②「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- ③「要管理債権」とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権で、①②を除くものです。
- ④「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、①②③以外の債権です。
- ⑤ 金融再生法開示債権の対象債権は、貸出金、未収利息（資産計上分）、仮払金、債務保証見返等です。

## 金融再生法に基づく開示債権の保全状況

区分	2018年度	2019年度
金融再生法上の不良債権①	3,400	2,737
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	735	443
危険債権	2,512	2,162
要管理債権	152	130
保全額②	2,748	2,207
貸倒引当金③	263	208
担保・保証額④	2,485	1,999
保全率② ÷ ① × 100(%)	80.81%	80.64%
担保・保証等控除後債権に対する引当率③ ÷ (① - ④) × 100(%)	28.73%	28.21%

(注)貸倒引当金③は、個別貸倒引当金および要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

## 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

### ■貸倒引当金内訳

項目	期末残高			期中の増減額		
	2017年度	2018年度	2019年度	2017年度	2018年度	2019年度
一般貸倒引当金	45	23	28	△ 5	△ 21	4
個別貸倒引当金	716	669	564	3	△ 47	△ 104
合 計	762	692	593	△ 2	△ 69	△ 99

### ■貸出金償却の額

	2017年度	2018年度	2019年度
貸出金償却	1	0	34